

令和4年12月9日

請願・陳情文書表

総務政策常任委員会

請願番号	46	受理年月日	4 . 1 2 . 5
件名	消費税インボイス制度の実施延期に係る意見書の提出を求める請願		
請願者		紹介議員	
<p>※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。</p>		<p>井坂新哉 君嶋ちか子 大山奈々子 石田和子 上野たつや</p>	
<p>【請願の趣旨】 消費税のインボイス制度の実施を延期するよう求める意見書を政府に提出すること</p> <p>【請願の理由】 総務省が実施した各自治体の一般会計・特別会計・公営企業会計15,431会計のインボイス対応状況の調査では、インボイス発行者の登録申請が必要だと認識しているのは6,021会計と4割程度で、検討中が3,645会計23.5%、不要だと考えているのは5,765会計で37.4%となっています。自治体もインボイス制度の登録が必要で、免税事業者との取り引きでは仕入れれば仕入控除ができないため、消費税負担が増えることとなります。</p> <p>県内でも市町村で地域内の事業者に出し、経営を安定させることで災害発生時にすぐに対応する体制を作っていますが、小規模な自治体ではその担い手が免税事業者であるため、自治体が消費税の仕入れ税額控除をできず負担が増えると板挟みにあい、悲鳴を上げている自治体もあります。インボイス制度は単なる税制の問題にとどまらず、自治体の運営にも影響を及ぼすものです。</p> <p>日本・東京商工会議所が9月8日に発表した調査結果によるとインボイス制度の実施状況について、全体の4割が「特に何もしていない」と回答しており、売上1,000万円以下の事業所では6割にのぼっています。また、インボイスの登録は全体で10.5%に留まっており、売上1,000万円以下の事業所は1.6%となっています。導入に向けての課題として47.2%が「そもそも制度が複雑でよくわからない」と回答しており、このまま実施を強行すれば大きな混乱を招きかねません。そのため、商工会議所も実施延期を要請し、自民党税制調査会の中でも「実施延期」の意見が出されています。また、9月末で543の議会から意見書が提出されています。</p> <p>以上のことから、神奈川県議会が政府に対し地方自治法99条の規定により、消費税のインボイス制度の実施を延期するよう、意見書を提出することを請願します。</p>			

陳情番号	129	付議年月日	4. 11. 14
件名	マイナンバー制度の利用拡大の中止を要請する意見書の提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>要旨</p> <p>以下の五点について、国に意見書の提出を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 現行の健康保険証の廃止を直ちに見送ること。 一 マイナンバーカードの交付率を、地方交付税算定に反映させないこと。 一 マイナンバーと銀行口座のひも付け義務化は行わないこと。 一 デジタル化にはデジタル以外の選択肢を残すことで、国民に手段を強制しないこと。 一 マイナンバー制度の安全性や透明性が改善されない状況下での利用拡大には慎重であること。 <p>理由</p> <p>令和4年10月に政府は現行の健康保険証を令和6年の秋に廃止し、マイナンバーカードに一体化することを発表しました。国民皆保険制度のわが国においては、これはマイナンバーカードの事実上の義務化に他なりません。マイナンバー法では、カードの取得義務は定められておらず、義務化には法改正が求められます。法改正を伴わずに、事実上の義務化を強行する場合、憲法第41条が定める「国会は、国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関である」という条文に抵触するおそれもあります。</p> <p>そもそもマイナンバー法は、社会保障や税金等の各種申請に関する住民の負担軽減と、行政運営の効率化による公正な給付と負担の確保を図ることなどを目的に施行されましたが、多くの問題点を抱えています。</p> <p>現在でも行政機関からのマイナンバー関係の情報流出事故は数多く発生しており、令和3年度だけでも、特定個人情報の漏えい事案その他のマイナンバー法違反の事案等について、111機関から170件（うち102件は地方公共団体）の報告が個人情報保護委員会になされています。このうち、「重大な事態（100人を超える特定個人情報の漏えい）」は9件（うち3件は地方公共団体）報告があり、「万全のセキュリティ対策」といううたい文句は十分な信用に足りません。また、平成30年には日本年金機構から500万人分のマイナンバー等の個人情報データの入力業務を請け負った業者が、年金機構との契約に違反し中国の企業に再委託するなどマイナンバー関連の個人情報の国内外への流出は数多く発生しております。このような情報セキュリティ上のリスクを放置したまま、現行の保険証を廃止し、マイナンバーカードの事実上の義務化を進めることには大きな問題があります。</p> <p>マイナンバーカードが義務化されれば、マイナンバーを通じて国民の医療情報などを政府が集約できるようになります。現行法では、法令により特定個人情報の提供は制限されていますが、政令で公益上の必要があると定めれば、こうした制限は除外されます。つまり、政府の判断ひとつで、マイナンバー制度を「国民管理」と「国民監視」に転用できる余地は十分にあります。こうした状況下で、マイナンバーの利用を促進するということは、それだけ国民管理や国民監視が可能なシステムが整備されていくことを意味します。</p> <p>政府の言う「利便性」を得られることへの対価として、国民の尊厳が冒され、国民が「自由」を失うことになっては、その代償はあまりに大きいと言えます。</p> <p>以上を踏まえ、意見書を可決し、政府へ提出して頂きますよう要望いたします。</p>			

陳情番号	132	付議年月日	4. 11. 30
件名	神奈川県庁の正門のプレート（看板）の追加について陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨 正門のプレートが旧字体なので、新字体も追加してほしい。</p> <p>2 陳情の理由 学校で習わない漢字で、読みにくいし、書けないです。</p>			

陳情番号	134	付議年月日	4. 12. 1
件名	裁判所の機能の充実を最高裁判所等に要望する意見書を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>第1 陳情の趣旨</p> <p>神奈川県内のすべての県民が、公平な司法サービスを受受するために、必要な審理体制の採用並びに裁判官・裁判所職員の増員及び施設の整備を行い、裁判所の機能を充実することを要望する意見書を、貴議会より、最高裁判所、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣に提出していただきたく、陳情いたします。</p> <p>第2 陳情の理由</p> <p>1 地方裁判所及び家庭裁判所は、地域や家庭における紛争等を解決するための重大な職責を担っており、事案の処理に適した審理体制の採用並びに人材及び施設の確保が不可欠です。加えて、国民に対する司法サービスの提供に当たっては、地域間で格差があってはならず、裁判を受ける権利が公平に保障されることが求められます。</p> <p>しかしながら、民事事件や刑事事件において複数の裁判官で審理をする合議制及び労働事件を簡易迅速に解決する労働審判が導入されていない裁判所があることや、家事事件が増加、複雑化する中、身近に家庭裁判所が存在しないことから、居住地から離れた遠方の裁判所での手続きを行うことを余儀なくされるなど、特定の地域住民が負担を強いられている状況が一部に認められ、県内の裁判所での対応状況に差異が生じています。</p> <p>2 本県においても、横浜地方裁判所相模原支部では、合議制・労働審判が採られておらず、複雑・専門的な事案について適正かつ迅速な裁判を受ける権利が侵害されていることや、藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所が併設されていないことから、同裁判所管内の県民の裁判を受ける権利を実質的に阻害しており、早急な対応を求める声があります。</p> <p>よって、貴議会より、陳情の趣旨記載の意見書を、最高裁判所及び関係行政機関に提出していただきたく、陳情いたします。</p>			